

極秘

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法へ昭和二十二年法律第二十八号の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本専売公社」の下に「、連合国軍人等住宅公社、特別鉱山

復旧公社」を加え、第三号中「及び船舶運賃会」を「、船舶管理委員会及び港湾

法の規定による港務局」に改め、第四号中「大日本育英会」の下に「、日本放送

協会」を加える。

第五条第三号中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を、「国家公務

員」の下に「又は地方公務員」を加える。

1-23

第九條の二中「株式を」と「額面株式を」に、「から当該株式の発行のため
要した費用の額の控除した金額」と「及び無額面株式を発行した場合の当該無額
面株式の発行価額のうち資本に組み入れた金額」に改める。

第九條の五中「株式の金額」の下に「へ無額面株式については、合併法人が合
併に因り増加した資本の金額のうち当該株式に対応する部分の金額」を加え、
「株式の払込金額」と「資本の金額」に改める。

第九條の六第二項に次の一号を加える。

四 法人が株式を所有している場合において、その株式の発行法人が積立金庫
の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立

金額のうち、当該株式を所有している法人の所有する株式に対応する部分の金額
同條
第三項中「前項各号」と「前項第一号乃至第三号」に「株式又は出資である場
合には、その払込金額」と「額面株式又は出資である場合にはその払込金額、無
額面株式である場合には当該株式に対応する資本の金額」に改める。
第九條の八の次に次の二条を加える。

第九條の九 法人が各重業年度において納付した又は納付すべき地方税法（昭和
二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税並びに国少申告加算金、
不申告加算金及び重加算金は、第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入

しなす。

第九条の十 法人が各事業年度において第二十六条の三第四項の規定により還付を受けたる金額（同条第五項の規定により充当された金額を含む。）及び過誤納にまつて還付を受け又は未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充当された法人税額（第四十二条の規定による利子税額を除く。）は、当該還付を受け又は充当された日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第十一条中「第七条の八」を「第九条の十」に改める。

第十六条第一項中「及び第九条の大」を「、第九条の五に規定する合併差益金のうち複合併法人の積立金から或る部分の金額並びに第九条の大及び第九条の十」

改める。

第十七条第一項第二号中「同族会社」の下に「へその会社が同族会社であるかどうかを判定する場合において、その判定の基礎となる株主のうち同族会社でない法人もあり、この法人をその判定の基礎となる株主として選定しないが第七条の規定を適用するとき、その会社が同族会社とならない場合のその同族会社を除く。」を加える。

第十九条第一項中「六箇月を経過した日」の下に「の前日」を加える。

第三十一条の二中「前三条」を「第二十九条乃至第三十一条」に改め、同条を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 前三条の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定は、第十八条乃至第二十二条の規定による申告期限から三年を経過した日(その日が申告書の提出された日から二年を経過した日より遅いときは、申告書を提出された日から二年を経過した日)以後においてはこれを存すことができない。但し、詐偽その他不正の行爲により法人税を免れた法人については、この限りでない。

第三十一条の三を第三十一条の四とする。

第三十四条第二項中「できる」として「でき」を「入税金の全部又は一部を徴収しない場合」に改め、その請求書が青色申告書を提出する法人の青色申告書を提出した事業年

度分に係るときは、当該事業年度分の税金について国税徴収法第三章の規定による滞納処分をなすことと改め、^レに改める。

第三十五条第六項中「国税庁長官又はしを訓る。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

この法律は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

法人の昭和二十六年三月三十一日以前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。但し、法人が詐偽その他不正の行爲により法人税

を要した場合は除き第二十九条から第三十一条までの規定による課税標準の変更
正すは、又は、会計法へ昭和二十二年法律第三十五号第三十条の規定の適用
がある期間中といえどもこの法律施行後三年を経過した日以後においては、こ
れをなすことができない。